

わたしたちの

介護保険



新潟市



も く じ



介護保険の対象者	3～4
介護保険のしくみ	5～6
介護保険被保険者証	7～8
介護保険の保険料	9～18
介護サービス利用の手順	19～22
基本チェックリスト	23～24
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	25～28
介護保険サービスの種類	29～36
介護サービスの利用料	37～38





介護保険負担割合証・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

介護サービス情報の公表制度・・・・・・・・・・・・40

新潟市の地域包括支援センター・・・・・・・・ 41～42

介護保険に関する詳しい内容は、市のホームページ (<https://www.city.niigata.lg.jp/>) や市が作成した「介護保険サービスガイド」をご覧ください。



介護保険の対象者

加入者(被保険者)は、年齢によ

65歳以上の方（第1号被保険者）

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上の方 <p>※65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となります。</p>
保険給付の対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常の生活動作について介護や支援が必要になったとき
保険料	<ul style="list-style-type: none">・ 所得等に応じて15段階に設定
保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none">・ 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の年金額が年額18万円以上の方は年金から天引き・ それ以外の方は市へ個別に納付 <p>※基礎年金を繰下げ請求等した場合、基礎年金が支給されるまで年金から天引きにはなりません。</p>

って2つのグループに分かれます。

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

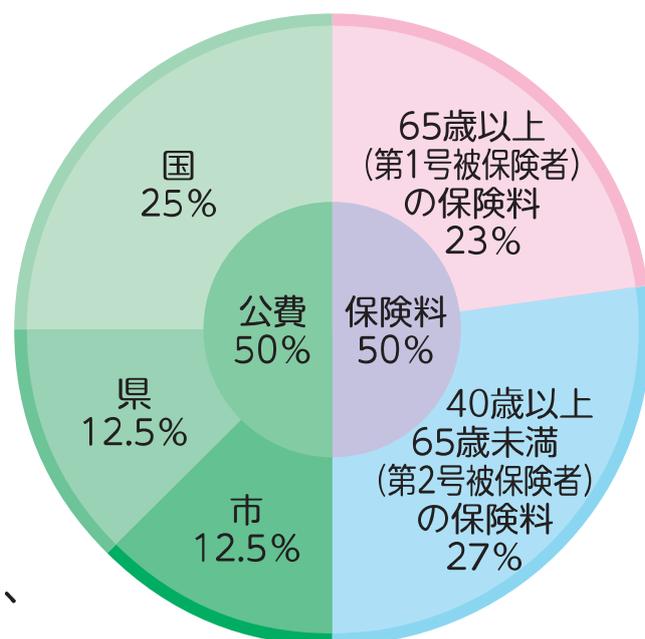
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方※40歳の誕生日の前日から第2号被保険者となります。
保険給付の対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になったとき
保険料	<ul style="list-style-type: none">・ 加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none">・ 被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合）加入者は健康保険料と一括して、給与から天引き・ 国民健康保険加入者は国民健康保険料と一緒に納付

介護保険のしくみ

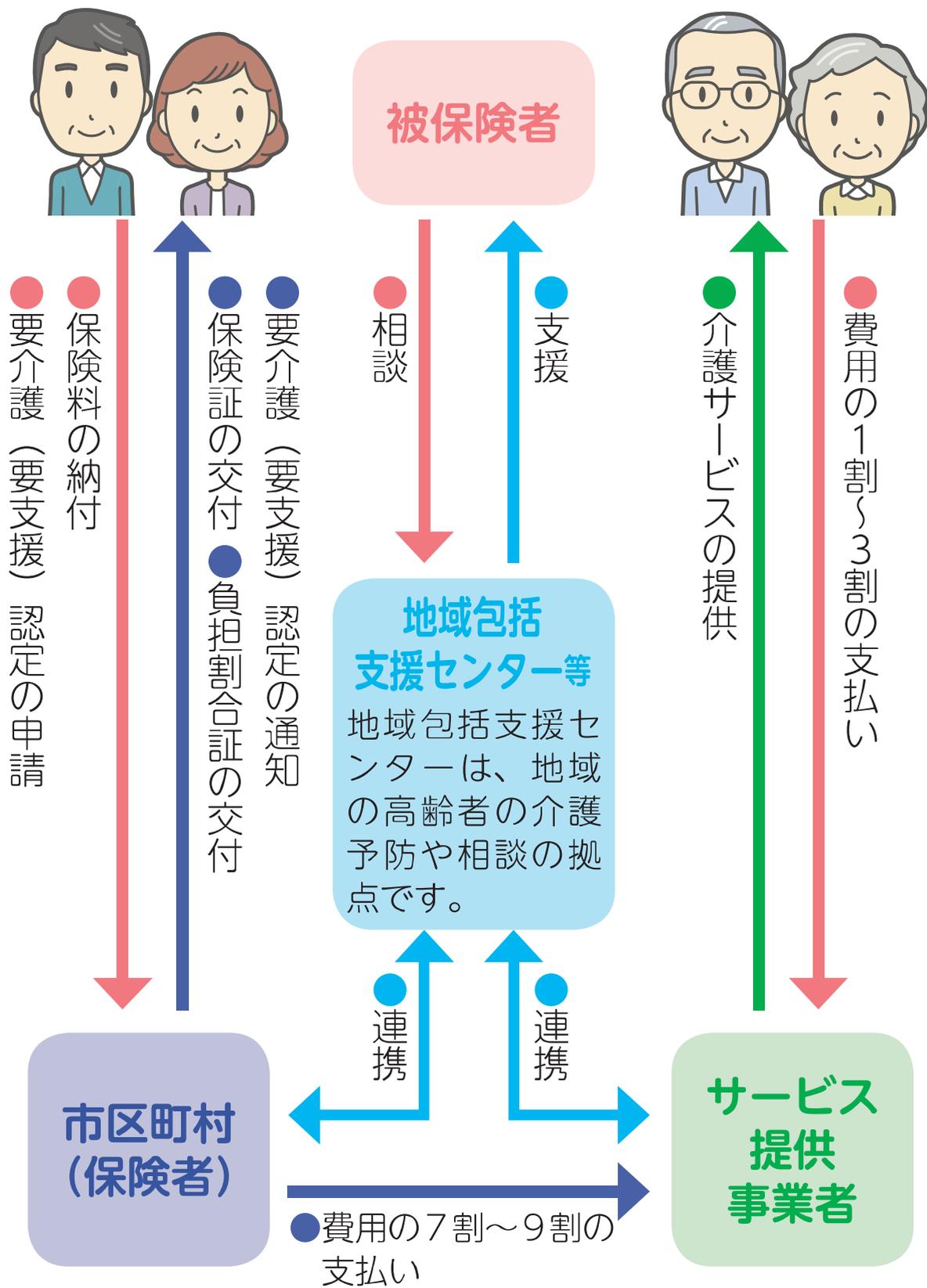
介護保険は介護の問題を社会全体で支える仕組みです。市区町村（保険者）が運営し、40歳以上の方（被保険者）が加入し加入者全員が保険料を納めます。介護が必要になったときに訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）などのサービスが利用できます。

サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を自己で負担して、残りは介護保険から給付されます。

介護保険給付費の財源割合



※施設等サービスの費用については、
国20%、県17.5%



介護保険被保険者証

65歳になると新潟市から介護保険の被保険者証（保険証）が交付されます。保険証は介護保険の被保険者であることの証明書です。

●保険証が必要になるとき

- ・ 要介護（要支援）認定を申請（更新）するとき
- ・ 基本チェックリストを実施するとき
- ・ 居宅サービス計画等の作成を依頼するとき
- ・ 介護サービスを利用するとき

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	被保険者番号	整理番号	
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
交付年月日			
保険者番号	1 5 1 0 0 1		
並びに保険者の名称及び印	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(025)228-1000(大代表)		
	新潟市		

住所はお手数ですがご自分で記入してください

氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください

裏面の注意事項をよくお読みください

記載事項を確認しましょう

(要介護認定等を受けた方のみ記載があります)

要介護状態区分等	①	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	②	
認定の有効期間	③	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	④	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
	⑤	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	⑥	

	内 容	期 間
給付制限種別及び期間	⑦	開始年月日
		終了年月日
	開始年月日	
	終了年月日	
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	⑧	開始
		開始
		開始
介護保険施設等	種類	入退 施設 年月日
	名称	施設 年月日
	種類	入退 施設 年月日
	名称	施設 年月日

- ① 認定された要介護・要支援状態区分又は「事業対象者」
- ② 市が認定した年月日
- ③ 認定の有効期間
- ④ 居宅サービス（31頁～33頁参照）の1か月に利用できる上限（単位）
- ⑤ 市によって個別のサービスの上限を設定（新潟市は設定していないので記載していません）
- ⑥ 利用できるサービスの指定などがある場合
- ⑦ 保険料の滞納などで給付に制限がある場合
- ⑧ 介護サービス計画の作成を依頼した居宅介護支援事業者名等。自分で作成する場合は「自己作成等」と表示されます。
- ⑨ 施設サービス（34頁参照）を利用する場合に、介護保険施設等が名称や入退所年月日を記入します。

介護保険の保険料

40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の保険料

- 加入している医療保険によって、決め方・納め方が違います。

被用者保険(職場の医療保険)に加入している方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

国民健康保険に加入している方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

65歳以上(第1号被保険者)の保険料

- 各市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

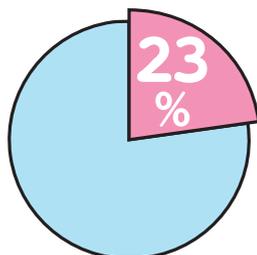
基準額の決まり方

市区町村で必要な介護サービスの総費用



×

65歳以上の負担分23%



÷

市区町村に住む65歳以上の人数



=

基準額 82,500円 (年額)

この「基準額」を中心に、所得に応じた負担になるように、保険料が決まります。

介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属す納め方は受給している年金*の額によって次の
ません。

*受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方

→【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 毎月の保険料額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、コンビニエンスストアや取り扱い金融機関等の窓口、若しくは、対応しているスマートフォン決済アプリで納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替が便利です。

手続き

- ① 介護保険料の口座振替依頼書、介護保険の被保険者番号が分かるもの、銀行の通帳および届出印、その他金融機関が求める本人確認書類等を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※一部の金融機関についてはキャッシュカードでお申し込みができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」を区役所や出張所の窓口で利用できます。

※毎月20日までのお申込みで次期（翌月末分）からの振替となります。ただし営業日等によって翌々月からの振替となる場合があります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

る月) の分から納めます。

2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはでき

金等をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方

→年金から**「天引き」**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

特別徴収（年金天引き）の開始月

新たに65歳になられた方や新潟市に転入された方の特別徴収（年金天引き）の開始時期は、基準日から半年～1年後が目安になります。



こんなときは、一時的に普通徴収になります

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

65歳以上(第1号被保険者)の

段階	対象者	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額の方
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが本人は非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額

※合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別

○地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金

○「課税年金」とは、国民年金、厚生年金等、老齢や退職により

○第1段階以外の方で保険料を納めると、生活保護基準以下の収相談ください。

○年度途中に、65歳になられた方、転入された方、転出された方

○第1～5段階の市民税非課税の方の合計所得金額に給与所得がす。ただし、給与及び年金所得双方を有する方に対する所得金てから10万円を控除します。

※なお、控除後の金額が0円を下回る場合は0円となります。

保険料の段階と年額

	保険料
(※) の合計が80万円以下の方	16,500円 (基準額×0.20)
(※) の合計が80万円を超え120万円以下	33,000円 (基準額×0.40)
(※) の合計が120万円を超える方	53,700円 (基準額×0.65)
(※) の合計が80万円以下の方	74,300円 (基準額×0.90)
(※) の合計が80万円を超える方	82,500円 (基準額×1.00)

控除額]－「公的年金等に係る雑所得(第1～5段階の市民税非課税者のみ)」
土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前)の所得金額は、上記※の額を用います。

受給する市民税課税対象となる年金です。

入になる方については、保険料を減額する措置がありますのでご

などの場合は、月割で計算します。

含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います
額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の金額を加え

段階	対象者	
第6段階	本人が市民税課税者	・ 前年の合計所得金額 (※)
第7段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第8段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第9段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第10段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第11段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第12段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第13段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第14段階		・ 前年の合計所得金額 (※)
第15段階		・ 前年の合計所得金額 (※)

※合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別
○地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や
額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金
○第1～5段階の市民税非課税の方の合計所得金額に給与所得が
す。ただし、給与及び年金所得双方を有する方に対する所得金
てから10万円を控除します。

※なお、控除後の金額が0円を下回る場合は0円となります。

	保険料
が90万円未満の方	90,800円 (基準額×1.10)
が90万円以上120万円未満の方	99,000円 (基準額×1.20)
が120万円以上210万円未満の方	107,300円 (基準額×1.30)
が210万円以上320万円未満の方	123,800円 (基準額×1.50)
が320万円以上420万円未満の方	140,300円 (基準額×1.70)
が420万円以上520万円未満の方	156,800円 (基準額×1.90)
が520万円以上620万円未満の方	165,000円 (基準額×2.00)
が620万円以上720万円未満の方	173,300円 (基準額×2.10)
が720万円以上1,000万円未満の方	181,500円 (基準額×2.20)
が1,000万円以上の方	198,000円 (基準額×2.40)

控除額]－「公的年金等に係る雑所得(第1～5段階の市民税非課税者のみ)」
土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前)の所得金額は、上記※の額を用います。

含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います
額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の金額を加え

保険料の減免

次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、保険料を減免できる措置がありますので、ご相談ください。

①本人又は主たる生計維持者が、震災、火災などの災害により、財産に著しい損害を受けた場合

②主たる生計維持者が、死亡、災害による行方不明の場合又は心身の重大な障がい、長期入院により収入が著しく減少した場合

③主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合

④主たる生計維持者の収入が、災害による被害により著しく減少した場合

⑤本人が刑事施設等に拘禁された場合

⑥生活保護基準程度以下の収入や資産の世帯で、一定の要件に該当する場合

※上記のほか、犯罪被害にあわれた方で減免が認められる場合があります。

保険給付の制限

保険料の滞納があると、滞納している期間に応じて、保険給付に制限を受けることがあります。

<p>1年以上滞納した場合</p>	<p>いったん10割負担(償還払い化)</p>	<p>利用した介護サービス費用をいったん全額支払い、後日、市に請求し、保険給付の払い戻しを受けますこととなります。</p>
<p>1年6か月以上滞納した場合</p>	<p>支払の一時差止</p>	<p>保険給付の払い戻しが一時的に一部あるいは全部が差し止められます。それでもなお保険料が納められない場合は、差し止めた保険給付の額から滞納している保険料の額が差し引かれます。</p>
<p>2年以上滞納した場合</p>	<p>自己負担が3割又は4割(給付額減額等)</p>	<p>滞納している期間に応じて一定の期間保険給付の割合が7割又は6割に引き下げられます。この期間は、要介護認定等を受ける日から過去10年間の滞納している期間と納付した期間で計算します。また、高額介護サービス費等が支給されなくなります。</p>

次のいずれかに該当する場合は、保険給付の制限が免除される場合がありますので、ご相談ください。

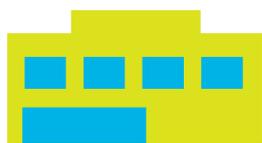
- 災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合
- 主たる生計維持者が死亡又は心身の重大な障がいや長期入院により収入が著しく減少した場合
- 主たる生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
- 主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合
- 被保険者が被保護者である場合（生活保護受給者）
- 被保険者が原爆一般疾病医療費や公費負担医療を受けることとなった場合（償還払い化のみ免除）
- 給付額減額等の適用を受けることにより生活保護が必要となる場合（給付額減額等のみ免除）

介護サービス利用の手順

相談する



- 区役所健康福祉課
- 地域保健福祉センター
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所



基本チェックリストを受ける

地域包括支援センター、区役所健康福祉課（中央区は窓口サービス課）、地域保健福祉センターで申請できます。

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないか調べます。

23頁・24頁
参照

要介護（要支援）認定を申請する

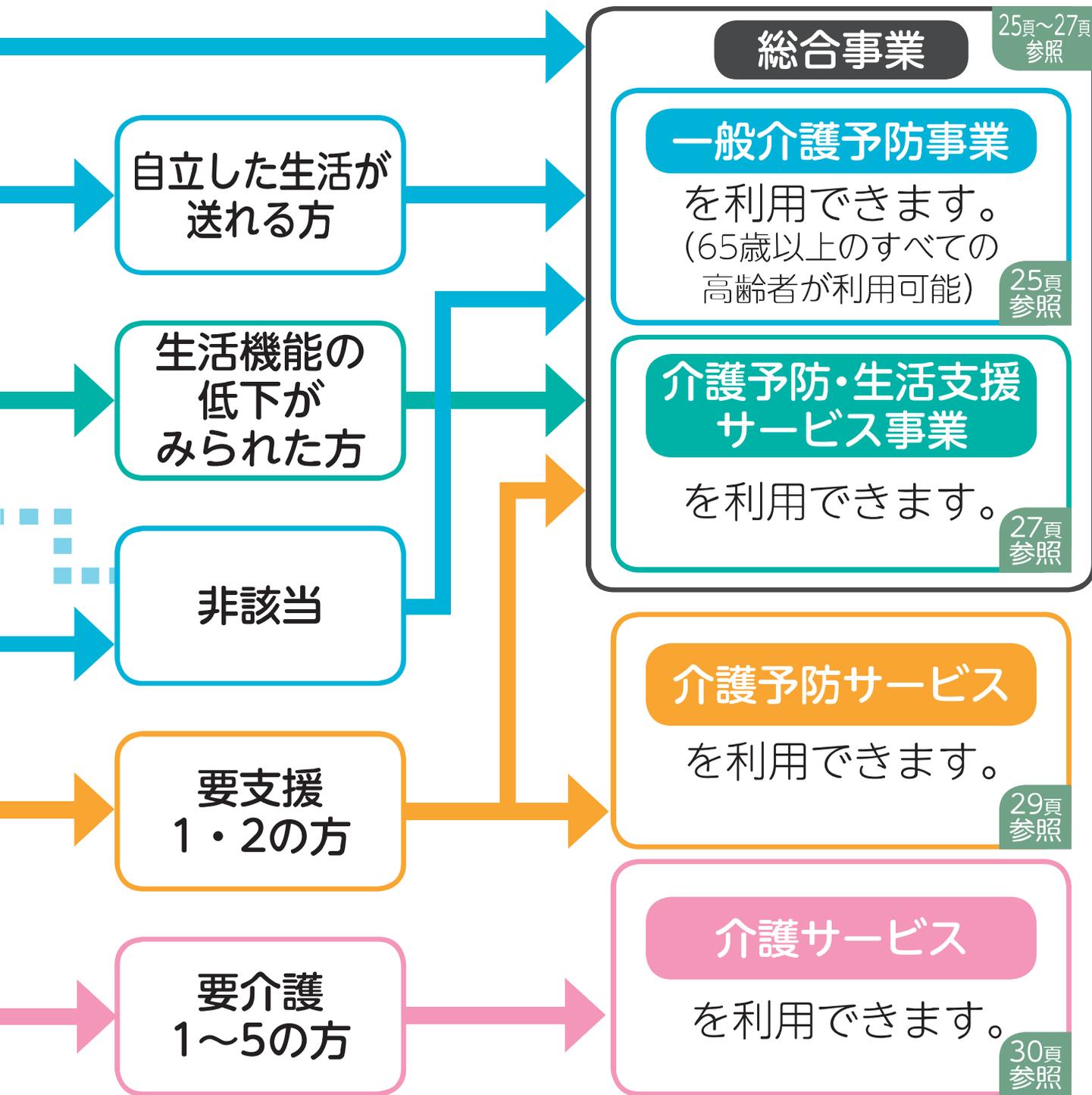
区役所健康福祉課（中央区は窓口サービス課）、地域保健福祉センター等で申請できます。

認定調査を受ける

認定調査員が自宅等を訪問し心身の状態について調査します。

認定・通知

介護予防・生活支援サービス事業 のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。
(要介護（要支援）認定は不要です)



要支援1・2と判定された方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**の利用が可能です。

要介護度によって受けられるサービスは異なります。

事業対象者
となった方

① 地域包括支援センターから
連絡がきます

41頁・42頁参照

② ケアプラン※¹を
作成

- 地域包括支援センターの職員または、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーとケアプラン(介護予防ケアプラン)を相談しながら作成します。

要支援
1・2の方

自宅で暮らしなが
らサービスを利用
したい

居宅サービス

31頁・32頁参照

① 居宅介護支援事業
者に連絡

- 居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。

要介護1〜5の方

介護保険施設へ
入所したい

施設
サービス

34頁
参照

① 介護保険施設に
申し込み、契約

※ 1 ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。サービス事業者のサービス内容や単価を確認して自分で作成することもできます。

最適なケアプランを組んで、サービスを利用しましょう。

③ サービスを利用

- ケアプランに同意したら、サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって 事業対象者の方は **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。
- 要支援1・2の方は **介護予防サービス** 及び **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

② ケアプラン^{※1}を作成

- ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、ケアプランを作成します。



③ サービスを利用

- ケアプランに同意したら、サービス事業者と契約^{※2}して、居宅サービスを利用します。

- 契約^{※2}したら、入所する施設のケアマネジャーとケアプラン^{※1}を作成します。
- ケアプランにそって、施設サービスを利用します。



※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

基本チェックリスト

新潟市 介護予防・日常生活支援総合事業 基本チェックリスト

1001

被保険者番号		実施日	年 月 日
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
氏名		性別	男・女
住所	〒	電話番号	
No.	質問項目	回答：いずれかにし をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか (1人で自家用車を運転して外出する場合も「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか (電話で相談に応じている場合も「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
12	身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか (月と日がどちらかしか分からない場合には「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
21	<u>(ここ2週間)</u> 毎日の生活に充実感がない	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
22	<u>(ここ2週間)</u> これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
23	<u>(ここ2週間)</u> 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
24	<u>(ここ2週間)</u> 自分が役に立つ人間だと思えない	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
25	<u>(ここ2週間)</u> わけもなく疲れたような感じがする	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ

- ・基本チェックリストの判定・介護予防ケアマネジメントを実施するために、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者が被保険者台帳・受給者台帳を閲覧することに同意します。
- ・基本チェックリストの結果を地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・その他事業の実施に必要な範囲で関係する者へ情報提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 (自署) _____

●基本チェックリストについて

基本チェックリストは日常の外出状況や食生活の状況など、全部で25項目の質問に「はい・いいえ」で答えます。運動・栄養・口腔・閉じこもり・認知機能・うつ症状など、要介護状態になる原因となりやすい生活機能の低下について調べることができます。

基本チェックリストの結果の判定は、実施後すぐに行います。回答結果が基準を満たしている場合、「事業対象者」と判定され、希望すれば総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用することができます。（※要支援認定を受けなくてもサービスの利用ができます。）

なお、サービス利用の希望がなくても基本チェックリストで心身の状況を把握し、介護予防などの健康づくりにつなげることは大切です。

基本チェックリストの実施や相談は、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや、区役所健康福祉課（中央区は窓口サービス課）などで行うことができます。

介護予防・日常生活支援総合

一般介護予防事業(65歳以上の方どなたでも参加できます。)

●にいがたし元気力アップ・サポーター制度

市内の65歳以上の方が、介護施設などでサポート活動に取り組んでいただくことにより、ご自身の介護予防といきいきとした地域社会づくりを推進することを目的とした事業です。活動を行った場合にポイントを付与し、翌年度にポイントに応じて最大5,000円の交付金を受け取ることができます。

●健康教育

医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等により、生活習慣病予防、転倒予防、口腔機能等に関する講習会・教室等を開催します。

●健康相談

保健師・栄養士等により、生活習慣の改善、病気の予防や重症化防止など健康に関する個別相談に応じ、必要な相談・助言を行います。

●フレイル予防事業（フレイルチェック）

ご自身の心身の状態を確かめ、生活習慣改善のきっかけを作っていただくことを目的として、市内の各会場において、握力や手足の筋肉量な

事業（総合事業）

どの測定、噛む力や滑舌の測定、日常生活に関する各種質問などで構成される「フレイルチェック」を行います。

●やろてば体操・楽しく脳トレ！（認知症予防出前講座）

研修を受講した運動普及推進委員（※）が地域の茶の間やサークル等に伺って、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした、認知症予防・健康づくりのメニューを提供します。

※運動普及推進委員とは、市が実施する養成講座を受講し、地域で運動を通じて健康づくり活動を普及するボランティアです。

●住民主体の通いの場（週1回以上開催する地域の茶の間）

地域のボランティア団体等が、地域の集会所や公民館、空き家等を利用して、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所を運営します。参加費は実施団体により異なります。

介護予防・日常生活支援総合

一般介護予防事業

●総おどり体操事業

高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいくくりや多世代交流を目的として、講習会の開催や指導スタッフの派遣、「にいがた総おどり」への参加を行うとともに、講師養成講座の実施によって指導者ライセンス修得者を増やし、高齢者の地域での自主的な指導活動を推進します。講習会の日程や開催場所については、市報にいがたなどでお知らせします。



事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業(事業対象者 要支援1・2の方)

【訪問型サービス】

- 介護予防訪問介護相当サービス
- 訪問型基準緩和サービス
- 住民主体の訪問型生活支援
- 訪問型短期集中予防サービス（訪問指導）

【通所型サービス】

- 介護予防通所介護相当サービス
- 通所型基準緩和サービス
- 通所型短期集中予防サービス（幸齢ますます元気教室）

※ サービス内容は31頁・32頁をご覧ください。

介護保険サービスの種類

介護予防サービス（要支援1・2の方）

【訪問サービス】

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

【地域密着型サービス】

- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【その他サービス】

- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防支援

※介護予防サービスは、介護サービスに比べて、より利用者の自立に資するよう、できるだけ自分で物事を行うようサービスが提供されます。

介護サービス（要介護1～5の方）

【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

【地域密着型サービス】

- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【施設サービス】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

【その他サービス】

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- 特定施設入居者生活介護
- 居宅介護支援

在宅で利用できるサービス（居宅サービス）

◇自宅で利用する

訪問介護～ホームヘルプ～

総合事業 介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や家事など日常生活の手助けをします。

総合事業 訪問型基準緩和サービス

身体介護を必要としない方を対象に、調理、掃除、買物等の生活援助を行います。

介護予防 訪問入浴介護

入浴が困難な方の自宅に、移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。

介護予防 訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

介護予防 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、自立した日常生活を送るための機能訓練を行います。

介護予防 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

総合事業 訪問指導

保健師や看護師等が訪問して、相談を受け助言することで、生活機能の維持・向上を図ります。サービスを利用する場合の利用者負担はありません。

総合事業 住民主体の訪問型生活支援

地域住民等のボランティア団体が、ゴミ出しや日常生活の買い物など、日常の困りごとに対する支援を行います。

◇施設に通い(泊まり)で利用する

通所介護～デイサービス～

総合事業 介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターで入浴や食事、日常生活動作訓練などを行います。

総合事業 通所型基準緩和サービス

身体介護を必要としない方を対象に、運動やレクリエーションなどを行います。

介護予防 通所リハビリテーション～デイケア～

介護老人保健施設などで、自立した日常生活を送ることができるように機能訓練を行います。

介護予防 短期入所生活介護～ショートステイ～

介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活の介護を受けることができます。

介護予防 短期入所療養介護～ショートステイ～

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理下で看護や機能訓練などを受けることができます。

総合事業 幸齢ますます元気教室

集団で「体やお口、認知機能維持・向上の体操」や「運動・お口の健康・栄養・認知症予防についての講座」を実施し、心身機能の維持・向上を図ります。(週1回、1時間30分～2時間程度、3か月のコースです。)教材費について、実費相当額の負担があります。(300円程度)

◇施設内で利用する

介護 予防 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居して、介護保険サービスを受けることができます。

◇生活環境を整える

介護 予防 福祉用具の貸与・購入費の支給

車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける福祉用具を貸し出します。また入浴補助用具などについては購入費の一部を支給します。

介護 予防 住宅改修費の支給

廊下や階段、浴室に手すりをつけたり、段差を解消するなど軽易な改修に必要な費用の一部を支給します。

施設に入所するサービス（施設サービス）

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。

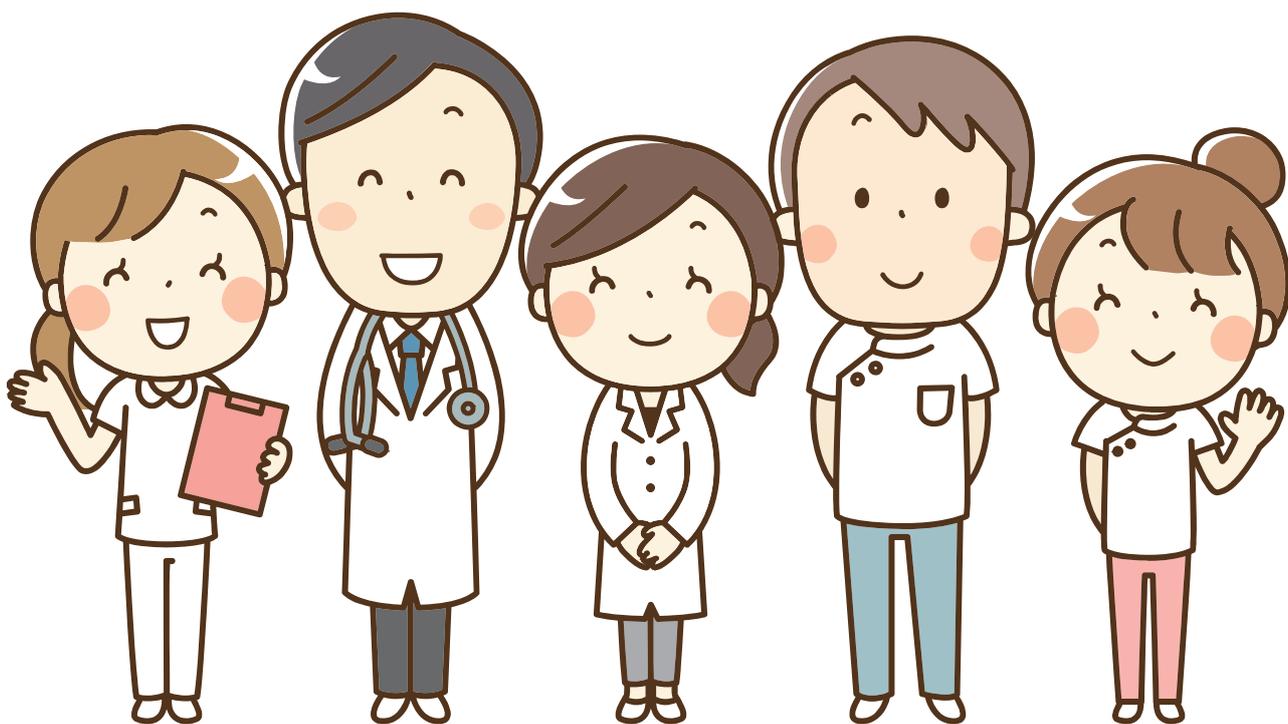
介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療が必要でなくなった方が入所する施設です。

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度者の受け入れや看取り等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

※各施設では、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。



地域密着型サービス

介護予防 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供します。

看護 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を合わせたサービスです。

地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスセンターで、入浴や食事、日常生活動作訓練などを行います。

介護予防 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、デイサービスセンターやグループホームなどで、入浴や食事、日常生活動作訓練などを行います。

介護予防 認知症対応型共同生活介護 ～グループホーム～

認知症の方数名がひとつの住宅で共同生活を行います。
※要支援1の方は利用できません。

夜間対応型訪問介護

夜間において定期巡回や通報により自宅を訪問して、介護など必要な援助を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護と看護が連携して行います。



地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどに入居して、介護保険サービスを受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設で、定員が29人以下のものであります。

介護サービスの利用料

介護サービスを利用するときは、原則としてサービス費用の1割～3割を利用者が負担します。

◎「介護保険負担割合証」が交付され、負担割合が明示されます。(39頁参照)

●サービスを利用する場合は、要介護状態区分に応じて、利用できる上限額(支給限度額)が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分全額が利用者の自己負担になります。

《居宅サービスの支給限度額》 ※1単位10円の場合

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
事業対象者 要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

■支給限度額に含まれないサービス

●居宅療養管理指導、福祉用具購入、住宅改修(それぞれ介護予防含む)は上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

- サービス利用時の居住費（滞在費）、食費、日常生活費などは原則全額が利用者の自己負担になります。

◆ 自宅でサービスを利用する場合

サービス
費用の
1割～3割

◆ 施設に通うサービスを利用する場合

サービス
費用の
1割～3割

+

食 費



+

日常生活費
など



◆ 施設に入所する(泊まる)サービスを利用する場合

サービス
費用の
1割～3割

+

食 費



+

居住費
(滞在費)



+

日常生活費
など



介護保険負担割合証

要介護認定を受けている方に毎年7月下旬に負担割合証をお送りします。はじめて要介護認定を受けた方又は基本チェックリストにより事業対象者となった方には、要介護度等が記載された保険証と一緒に負担割合証をお送りします。

介護保険負担割合証							
交付年月日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日						
利用者負担の割合	適 用 期 間						
割	開始年月日						
	終了年月日						
割	開始年月日						
	終了年月日						
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td> </tr> </table> <p>新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(025)228-1000(大代表)</p> <p>新 潟 市</p> 	1	5	1	0	0	1
1	5	1	0	0	1		

住所はお手数ですが、ご自分で記入してください

氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください

負担割合の適用期間が記載されます

負担割合(1割~3割)が記載されます

裏面の注意事項をよくお読みください

介護サービス情報の公表制度

「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。

さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を自由に選択できる「介護保険制度」の利用にあたって、ぜひご活用ください。



「介護事業所検索」で検索してください。
介護事業所検索 検索 クリック

介護サービス 情報公表システム

あなたが求める介護サービス情報を探せるサービスです

— こんな情報が探せます —

事業所に 関する 主な情報	● 所在地	● サービスの提供実績(利用者の人数)
	● 営業時間・定休日	● 従業員数・経験年数
	● サービスの特色	● 利用料金
	● 利用定員	● 設備の状況 など

新潟市の地域包括支援センター

市内30か所に設置された「地域包括支援センター」では、総合事業の介護予防・生活支援サービスの利用や、介護保険サービスを利用するための「要介護（要支援）認定」の申請、高齢者の権利を守る権利擁護など、高齢者に関する様々な相談を受け付けています。

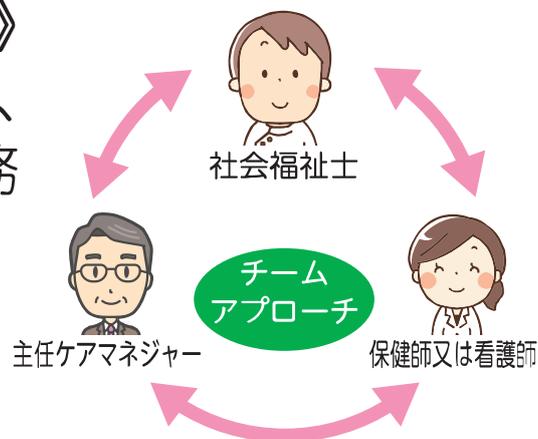
なお、各センターは担当地域が決まっていますので、お住まいの地域を担当するセンターをお確かめの上、ご利用ください。

事業所の名称	区	所在地	担当する地域(中学校区)	電話番号
阿賀北	北区	松潟1482番地1	松浜・南浜・濁川	025-258-1212
くずつか		前新田甲74番地1	葛塚・木崎・早通(★1)	025-250-1280
上土地亀		上土地亀2433番地1	岡方・光晴(★2)	025-386-1150
山の下	東区	秋葉1丁目1番15号	山の下	025-250-0032
藤見・下山		河渡本町2番35号	藤見・下山	025-290-7155
木戸・大形		上木戸5丁目2番1号	木戸小 ^{*1} ・大形・木戸	025-272-3552
石山		中野山4丁目16番13号	石山・東石山	025-277-0077
関屋・白新	中央区	関屋大川前1丁目2番36号	関屋・白新(★3)	025-231-5659
ふなえ		入船町3丁目3629番地1	寄居・新潟柳都(旧二葉・旧舟栄)	025-229-3600
宮浦東新潟		燈1丁目5番16号	宮浦・沼垂小・笹口小 ^{*2}	025-240-6111
鳥屋野・上山		神道寺1丁目10番6号	鳥屋野・上山(★4)	025-240-6077
山潟		長潟1204番地1	山潟	025-257-7090
大江山・横越	江南区	三百地2312番地1	大江山・横越(★5)	025-278-7860
かめだ		早通6丁目7番34号	亀田・亀田西	025-383-1780
曾野木両川		曾川甲1326番地	曾野木・両川(★6)	025-282-7295
にいつ日宝町	秋葉区	日宝町5番25号	新津第五	0250-22-1931
新津		古田3丁目2番7号	新津第一・新津第二	0250-25-3081
こすど		小須戸3785番地1	小合・金津・小須戸	0250-61-1311

一 (指定介護予防支援事業所)

《地域包括支援センターの職員》

地域包括支援センターでは、
3つの専門職が連携して業務
に取り組めます。



事業所の名称	区	所在地	担当する地域(中学校区)	電話番号
しろね北	南区	高井東2丁目2番30号	白井・白根北	025-362-1750
しろね南		上下諏訪木817番地1	白南・白根第一	025-373-6770
あじかた		西白根44番地	味方・月湯	025-372-5121
小新・小針	西区	小針藤山1番17号	小針・小新(★7)	025-201-1351
坂井輪		新通4734番地	坂井輪	025-269-1611
五十嵐		上新栄町6丁目17番33号	五十嵐	025-378-2255
黒埼		烏原3255番地1	黒埼	025-377-1522
赤塚		赤塚4782番地	内野・赤塚・中野小屋	025-264-3377
西川	西蒲区	旗屋701番地2	西川	0256-88-3122
中之口・湯東		福島313番地1	湯東・中之口	025-375-8833
巻		巻甲1569番地7	巻東・巻西	0256-73-6780
岩室		橋本97番地1	岩室	0256-82-5501

※ 1 : 東新潟中学校区 (木戸小学校区)

※ 2 : 東新潟中学校区 (沼垂小学校区、笹口小学校区)

※ ★ 2 の光晴中学校区である葛塚中央コミュニティ協議会の区域は、★ 1 の圏域となります。

★ 3 の関屋中学校区である西区青山小学校区は、★ 7 の圏域となります。

★ 5 の横越中学校区である北区十二前は、★ 2 の圏域となります。

★ 6 の曾野木中学校区である中央区上沼、湖南、高美町は、★ 4 の圏域となります。

お問い合わせはお住まいの区役所へ

問い合わせ先	保険料	電話番号	要介護認定・サービス	電話番号
北区役所	区民生活課 (保険料担当)	025-387-1285	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-387-1325
東区役所	区民生活課 (保険料担当)	025-250-2275	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-250-2320
中央区役所	窓口サービス課 (保険料担当)	025-223-7154	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-223-7216
江南区役所	区民生活課 (保険料担当)	025-382-4241	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-382-4383
秋葉区役所	区民生活課 (保険料担当)	0250-25-5677	健康福祉課 (高齢介護担当)	0250-25-5679
南区役所	区民生活課 (保険料担当)	025-372-6137	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-372-6320
西区役所	区民生活課 (保険料担当)	025-264-7254	健康福祉課 (高齢介護担当)	025-264-7330
西蒲区役所	区民生活課 (保険料担当)	0256-72-8340	健康福祉課 (高齢介護担当)	0256-72-8362

発行／新潟市福祉部介護保険課

発行日／令和6年4月

T E L / 025-226-1269